

## 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための取組等について

教職員は幼児児童生徒と接する機会が多いため、一度感染した場合は、その影響が大きいことから、より一層の注意が求められることを教職員一人一人が意識し、自らの健康管理の徹底が他者への感染拡大を防ぐということを肝に銘じるとともに、下記の点に留意し、責任を持って行動してください。

## 記

- 発熱や咳等の風邪の症状がある場合には、職場に出勤せず、身近な医療機関を受診すること。
- 教育活動を通常どおり実施することから、「広島県・広島市『新型コロナ感染拡大防止集中対策』の実施について」に基づく出勤者数の削減等に係る目標は設定しないが、より一層の職場における感染防止対策に取り組むこと。
  - ・普通教室や会議室等を執務室として積極的に活用するとともに、席を少し離したり、ずらしたりして教職員同士の対面を避けるなどし、可能な限り他者との間隔を確保（概ね1～2メートル）する。
  - ・手洗いやアルコールによる手指消毒を適宜行い、協議等を行う場合は、マスクを確実に着用するとともに、室内の換気を定期的に行う。
  - ・電話等の複数の教職員が触れることがある物品や機器については、適宜消毒する。
- 集中対策期間においては、人と人との接触機会を低減するため、できる限り、外出機会を削減するよう要請する。ただし、年末年始の買い物や日常生活上必要な外出を制限するものではない。また、必要があって外出する場合においても、必ずマスクを着用したうえで、可能な限り人と人との接触を避けることを心がけること（「広島県・広島市『新型コロナ感染拡大防止集中対策』の実施について 3（2）イ 接触機会の低減」のとおり。）。
- 同居する家族以外での会食等は控えること。なお、会食の場や飲食店を利用するときに飛沫防止の為の物理的な対策等をとっている場合には、その限りとしなない。ただし、マスク会食をする場合には必ずマスクを着用し、マスクを外した状態での会話は控えること（「広島県・広島市『新型コロナ感染拡大防止集中対策』の実施について 3（2）ウ 会食や飲酒、飲食店の利用」のとおり。）。
- 感染拡大地域から及び同地域への年末年始の帰省については、共同生活による家族間の感染拡大リスクが排除できないことから、時期の変更などを検討し、控えること。

また、広島市から広島市外及び県内他市町から広島市への年末年始の帰省についても、時期の変更などを検討し、控えること。（「広島県・広島市『新型コロナ感染拡大防止集中対策』の実施について 3（4）ア 年末年始の帰省の自粛」のとおり。）。